第1編 一般企業関係審査・調整等の概要

第1章 不当労働行為の審査

第1節 不当労働行為審査の概況

1 初審事件の状況

(1) 概況

平成 26 年の不当労働行為事件取扱件数は、第1表のとおりである。新規申立件数は、25 年に比べ6 件増加し、371 件であった。なお、地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は17 件であり、25 年に比べ16 件の減少となった(第13表参照)。新規申立件数 371 件のうち、合同労組事件の新規申立件数は276 件で、新規申立件数に占める割合は74.4%となっており、25 年とほぼ同率となっている。(第14-1表参照)。

一方、終結件数をみると、命令・決定件数は 111 件と 25 年に比べ 10 件減少(地方公務員等公務関係事件は 18 件)となっており、取下・和解件数は 259 件と 25 年に比べ 22 件の増加(地方公務員等公務関係事件は 7 件)となり、その結果、次年への繰越件数は 576 件となった。

第1表 不当労働行為事件取扱件数(初審)

(単位:件)

	区分		係属状況			次年繰越				
年		前年繰越新規申立計		計	取下・和解	文下・和解 命令・決定		計	公 中深越	
総	24	567	354	921	236 ①	117 ①	_	353 ②	568	
	25	568	365	933	237	121	-	358	575	
計	26	575	371	946	259	111 ①	-	370 ①	576	
業う関ち	24	418	335	753	228 ①	110 ①	-	338 ②	415	
係民	25	415	332	747	223	113	-	336	411	
事間 件企	26	411	354	765	252	100 ①	_	352 ①	413	

(注) ○内数字は分離事件で外数である。

(2) 新規申立ての状況

イ 新規申立件数

平成 26 年における新規申立件数は 371 件であり、25 年の 365 件に比べ 6 件増加している。その内訳をみると、民間企業関係事件は 354 件で、25 年の 332 件に対し 22

件の増加となっている。一方、地方公務員等公務関係事件は 17 件で、25 年の 33 件に対し 16 件の減少となっている (第 13 表参照)。

新規申立件数を労委別にみると、東京が132件(25年118件)で最も多く、次いで大阪77件、神奈川39件、北海道20件、愛知16件などの順となっている。また、民間企業関係事件についてみると、東京が128件(25年107件)で最も多く、次いで大阪69件、神奈川39件、北海道19件などの順であり、地方公務員等公務関係事件では、大阪が8件と最も多くなっている(巻末統計表第1-1表及び第1-2表参照)。

口 申立人別新規申立件数

新規申立件数 371 件を申立人別にみると、組合申立てが 360 件(新規申立件数の 97%) で最も多く、組合及び個人の連名による申立てが 9 件(同 2 %)、個人申立てが 2 件(同 1 %)の順となっている。これを民間企業関係事件についてみると、組合申立てが 3 4 3 件(民間企業関係事件新規申立件数の 97%)で最も多く、組合及び個人の連名による申立て 9 件(同 3 %)、個人申立て 2 件(同 1 %)の順となっている(巻末統計表第 3 - 1 表及び第 3 - 2 表参照)。

ハ 労組法第7条該当号別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数 354 件を労組法第7条該当号別に重複集計してみると、2号関係事件 281 件(民間企業関係事件新規申立件数の79%)、3号関係事件170件(同48%)、1号関係事件143件(同40%)、4号関係事件8件(同2%)の順となっている。また、これらの内訳をみると、2号事件が143件(同40%)で最も多く、次いで1・2・3号事件56件(同16%)、2・3号事件51件(同14%)、1・3号事件39件(同11%)などの順になっている(巻末統計表第4-2表参照)。

二 企業規模別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数 354 件を企業規模別にみると、49 人以下が 117 件 (民間企業関係事件新規申立件数の 33%) で最も多く、次いで 100 人以上 499 人以下 が 88 件 (同 25%)、1,000 人以上が 54 件 (同 15%)、50 人以上 99 人以下が 45 件 (同 13%)、500 人以上 999 人以下が 25 件 (同 7%) の順となっている (巻末統計表第 5 - 2 表参照)。

木 業種別新規申立件数

新規申立件数 371 件を産業大分類別にみると、運輸業,郵便業が 64 件(新規申立件数の 17%)で最も多く、次いで製造業が 51 件(同 14%)、教育,学習支援業及び医療,福祉業がそれぞれ 49 件(同 13%)、サービス業が 34 件(同 9 %)などの順になっている。

さらにこれらを中分類でみると、道路貨物運送業が36件(同10%)、社会保険・社会福祉・介護事業が30件(同8%)、医療業19件(同5%)、職業紹介・労働者派遣事業及び飲食店がそれぞれ12件(同3%)などの順となっている(巻末統計表第6-1表参照)。

(3) 終結の状況

イ 終結件数

平成 26 年における終結件数は 370 件であり、25 年の 358 件に比べ 12 件増加している。その内訳をみると、民間企業関係事件は 352 件で、25 年の 336 件に比べ 16 件増加し、地方公務員等公務関係事件は 18 件で、25 年の 22 件に比べ 4 件の減少となっている(前掲第 1 表及び第 13 表参照)。

終結区分の内訳は、命令・決定によるものが 111 件 (終結件数の 30%)、取下・和解によるものが 259 件 (同 70%) となっている。これを民間企業関係事件についてみると、命令・決定によるものが 100 件 (民間企業関係事件終結件数の 28%) で、25年に比べ 13 件減少し、取下・和解によるものが 252 件 (同 72%) で、29 件増加している (前掲第 1 表、巻末統計表第 2 - 1 表及び第 2 - 2 表参照)。

終結件数を労委別にみると、東京が 124 件で最も多く、次いで大阪 70 件、神奈川 47 件、北海道 23 件、福岡 18 件などの順となっている。また、民間企業関係事件についてみると、東京 122 件、大阪 62 件、神奈川 47 件、北海道 22 件、福岡 18 件などの順となっている(巻末統計表第 1-1 表及び第 1-2 表参照)。

以上の結果、26年の未処理件数(27年への繰越件数)は576件で、前年からの繰越件数575件に対し、1件の増加となっている。

なお、26 年における終結率 $\left[\frac{370}{946} \times 100\right]$ は 39%であり、25 年の 38%に対して 1 ポイ

ント増となっている。なお、民間企業関係事件の繰越件数は 413 件で、前年からの繰越件数 411 件に対し 2 件増加しており、その終結率は 46%と 25 年の 45%に対し1 ポイント増となっている(前掲第1表、巻末統計表第2-1表及び第2-2表参照)。

ロ 命令・決定の状況

命令・決定による終結件数 111 件の内訳をみると、一部救済命令が 42 件(前年 60件)で最も多く、次いで乗却命令 40 件(同 22 件)、全部救済命令 27 件(同 33 件)、却下決定 2 件(同 6 件)の順となっている (巻末統計表第 2 - 1 表参照)。

ハ 和解の状況

和解(取下を除く。)による終結件数 215 件のうち、関与和解によるものが 178 件(25

年 155 件)、無関与和解によるものが 37 件(同 30 件)で、25 年(185 件)に対し 30 件の 増加となっている(巻末統計表第 2-1 表参照)。

これを、和解が審査手続上どの段階で成立したかをみると、申立てから第1回調査に入るまでの段階が11件(和解による終結件数の5%)、第1回調査から第1回審問前までの段階が169件(同79%)、第1回審問から結審前までの段階が26件(同12%)、結審以降が9件(同4%)となっている(第2-1表参照)。さらに、これを労委の関与、無関与の別にみると、申立から第1回審問前の180件では関与和解が149件(審問前終結180件の83%)、無関与和解が31件(同17%)であり、第1回審問以降の35件では、関与和解が29件(審問以降終結35件の83%)、無関与和解が6件(同17%)となっている。

なお、労働組合法第27条の14第2項の規定に基づく和解認定の申立件数は2件であり、すべてが認定された。このうち、同条第4項の規定に基づく和解調書は1件作成されており、同条第6項の規定に基づく執行文の付与は1件であった(第2-2表参照)。

第2-1表 和解事件の段階別終結件数(初審)

(単位:件、%)

			審問				第1回審	問以降		(
年		申立から第1回 調査に入るまで の段階		第1回調査から 第1回審問まで の段階		第1回審問から 結審前までの 段階		結署	 野以降	計		
	22	3	(2)	137	(77)	26	(15)	13	(7)	179	(100)	
	23	24	(11)	145	(69)	32	(15)	10	(5)	211	(100)	
	24	7	(4)	156	(80)	20	(10)	12	(6)	195	(100)	
	25	8	(4)	138	(75)	27	(15)	12	(6)	185	(100)	
	26	11	(5)	169	(79)	26	(12)	9	(4)	215	(100)	
	うち関与 和解	2	(18)	147	(87)	25	(96)	4	(44)	178	(83)	
	うち無関 与和解	9	(81)	22	(13)	1	(4)	5	(56)	37	(17)	

また、民間企業関係事件の和解により終結した210件を労組法第7条該当号別にみると、1号関係事件95件、2号関係事件175件、3号関係事件98件、4号関係事件8件となっている(1つの事件で2つ以上の号に関係するものがあり、合計は事件数と一致しない)(第2-3表参照)。

第2-2表 和解の認定件数(初審)

(単位:件)

区分	和解件数	和解認定		和解認定		不認定
		申 立		書作成		
年					うち執行 文 付 与	
24	195	3	3	1	0	0
25	185	5	5	0	0	0
26	215	2	2	1	1	0

第2-3表 労組法第7条該当号別終結(和解)件数[民間企業関係]

(単位:件)

全	区分	1 号関係	2 号関係	3 号関係	4 号関係	和解件数
	24	76	152	103	9	189
	25	75	147	97	6	179
	26	95	175	98	8	210

(注) 1つの事件で2つ以上の号に関係するものがあり、1~4号関係の合計は事件数(和解件数合計) と一致しない。

次に、民間企業関係の和解で終結した事件の内容をみると、1号関係事件95件の内 訳は、関与和解が78件、無関与和解が17件となっている。そのうち解雇事件の和解 内容をみると、解雇撤回・原職復帰及び再採用により職場復帰したものは5件、解雇 取消・依願退職及び解雇承認により職場を去ったものが計23件(解雇事件の和解40 件の58%)などとなっている(第3表参照)。

第3表 解雇事件の和解内容(初審)

(単位:件)

区	分	計	関与和解	無関与和解
合	計	(95) 40	(78) 36	(17) 4
	小計	5	5	0
職場に復帰したもの	解雇撤回・原職復帰	4	4	0
	再 採 用	1	1	0
	小計	23	22	1
職場を去ったもの	解雇取消・依願退職	23	22	1
	解 雇 承 認	0	0	0
その他	(含不明)	12	9	3

⁽注) 1 民間企業関係事件のみを集計した。

^{2 ()}内数字は、労組法第7条1号関係事件の和解による終結件数である。

2号関係事件 175 件の内訳は、関与和解 149 件、無関与和解 26 件となっている。和解内容を項目別にみると、紛争事項の解決に伴い救済申立の維持の必要がなくなったもの 97 件 (2号関係事件の和解 175 件の 55%)、今後の団交を約したもの 31 件 (同 18%) などとなっている (第4表参照)。

第4表 団交拒否事件の和解内容(初審)

(単位:件)

区分	計	関与和解	無関与和解
合 計	175	149	26
今後の団交を約した	31	31	0
団交ルールを決めた	15	15	0
申立後団交した	18	8	10
紛争事項の解決に伴い救済申立 の維持の必要がなくなった	97	87	10
その他(含不明)	14	8	6

(注) 民間企業関係事件のみを集計した。

3号関係事件 98 件の内訳は、関与和解 89 件、無関与和解 9 件となっている。和解内容を項目別にみると、和解にあたり解決金を支払う内容で和解したもの 48 件(3号関係事件の和解内容の総数 99 件の 48%)、不利益・支配介入を是正することで和解したもの 19 件(同 19%) などとなっている (第 5 表参照)。

第5表 支配介入事件の和解内容(初審)

(単位:件)

区 分	計	関与和解	無関与和解
合 計	(98) 99	(89) 90	(9) 9
不利益・支配介入を 是正することで和解	19	19	0
紛 争 事 項 を 今 後 協 議 (含 事 前 協 議 制 履 行)	2	2	0
団交ルールを設定又は団交を約束	3	3	0
解 決 金 支 払	48	47	1
その他(含不明)	27	19	8

- (注) 1 民間企業関係事件のみを集計した。
 - 2 ()内数字は、労組法第7条3号関係事件の和解による終結件数である。
 - 3 1つの事件で2以上の項目にわたる事件があるので、合計欄の数字は終結件数と一致しない。

(4) 審査の状況

イ 処理日数

平成 26 年中に終結した初審事件の平均処理日数をみると、命令・決定では 634 日(25年 705日)、取下・和解では 264日(同 380日)、総平均では 375日(同 490日)となっており、前年に比べると、命令・決定、取下・和解ともに減少している(巻末統計表第 7 - 1 表参照)。 ちなみに、民間企業関係事件の平均処理日数は、命令・決定では 636日(25年 718日)、取下・和解では 263日(同 333日)、総平均では 370日(同 462日)となっている。

また、終結件数(移送によるものを除く。)370 件のうち 1,000 日以上を要した事件は 13 件(うち取下・和解事件 3 件)である(巻末統計表第8-1表参照)。

次に、命令・決定に要した段階別平均処理日数(審問を経ず命令・決定した事件は含まない。)についてみると、申立てから第1回審問前までの期間が333日(25年368日)、第1回審問から結審前までの期間が186日(同176日)、結審から命令書交付までの期間が129日(同170日)となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第1回審問前までの期間が51%と最も長く、次いで第1回審問から結審前までの期間が29%、結審から命令書交付までの期間が20%の順となっている(第6表参照)。

第6表 命令・決定事件(初審)段階別平均処理日数内訳

(単位:日、%)

区分年	申立から第 1回審問前 までの期間	第1回審問 から結審前 までの期間	結審から命 令書交付ま で の 期 間	計		
22	277 (48)	163 (28)	139 (24)	579 (100)		
23	289 (53)	129 (24)	128 (23)	546 (100)		
24	283 (49)	140 (24)	160 (27)	583 (100)		
25	368 (52)	176 (25)	170 (24)	714 (100)		
26	333 (51)	186 (29)	129 (20)	648 (100)		

(注) 審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理 日数とは必ずしも一致しない。

ロ 調査・審問回数及び証人数

平成 26 年中に終結した初審事件 370 件について、終結事由別に、1 件当たりの平均の調査回数、審問回数及び証人数をみると、調査回数が 4.9 回 (25 年 5.1 回)、審問回数が 1.3 回(同 1.6 回)、証人数は 1.6 人(同 1.7 人)となっている。取下・和解事件では、調査回数は関与和解事件及び無関与和解事件(それぞれ 4.1 回)が、審問回数は無関与和解事件(0.6 回)が、証人数は無関与和解事件(0.8 人)がそれぞれ最大となって

いる。また、命令・決定事件では、調査回数、審問回数及び証人数いずれも命令事件(それぞれ7.0回、3.5回、3.6人)が最大となっている(第7表参照)。

第7表 審查状況(初審終結事件)

ロハ	区分		計	耳	反下・和角	命令・決定		
		年	司	取下	無関与	関与	命令	決定
終結件数	(件)	25	358	52	30	155	115	6
		26	370	44	37	178	109	2
一件当たりの	(回)	25	5. 1	3. 7	3. 7	4.2	7. 2	6. 7
平均調査回数		26	4. 9	3.3	4. 1	4. 1	7.0	5. 5
一件当たりの	(回)	25	1.6	0.2	0.8	0.7	3. 7	3.0
平均審問回数		26	1. 3	0.3	0.6	0.4	3.5	2.0
一件当たりの	(人)	25	1. 7	0.2	0.8	0.9	3.6	3.3
平均証人数		26	1.6	0.7	0.8	0.7	3.6	1.5

ハ 証人等出頭命令等の状況

平成26年中の初審の証人等出頭命令は、前年からの繰越し1件、新規申立件数1件 が係属し、そのうち1件が却下され、1件は取下・打切となっている。

また、初審の物件提出命令の新規申立件数は5件であり、前年からの繰越し7件と合わせて12件が係属し、8件が却下され、1件が取下・打切となり、3件が次年に繰り越されている(巻末統計表第9-3表参照)。

ニ 審問を経ないで命令を発した事件

平成 26 年中に終結した初審事件 370 件のうち、労委規則第 43 条第 4 項の規定に基づき、審問を経ないで命令を交付した事件は 4 件であった。

ホ 三者委員による事件の解決のための勧告

平成26年中に初審において、労委規則第45条の8及び第45条の9の規定に基づき、 当事者に対し、三者委員の見解を示し、事件の解決のための勧告を書面により行った 件数は5件あり、うち4件については勧告が受諾されている。

へ 審査の期間の目標の達成状況

このほか、都道府県労委ごとの具体的な審査の期間の目標の達成状況については、 都道府県労委のホームページ、年報等を参照。

(5) 不服の状況

平成 26 年中に交付された初審の命令・決定書数は 101 件 (25 年 114 件) である。これに対し、労働者側から又は使用者側から、あるいは労使双方から再審査が申し立てられた命令・決定書数は 48 件 (同 76 件)、行政訴訟が提起されたものは 11 件 (同 10 件) となっている (第8-3 表参照)。ちなみに、その不服率は 62% であり、25 年の 77% から減少している。

第8-1表 初審命令書数に対する不服状況推移

(単位:件、%)

							(十四・川、/0)
年・	区分	}		命 令 決定書数 (A)	不服申立な し	不服数(B)	不服率——(B)——×100
2	2			99	35	64	65
2	3			122	35	87	71
2	4			103	30	73	71
2	5			114	26	88	77
2	6			101	38	63	62
	全	部才	汝 済	27	6	21	78
	_	部才	汝 済	38	11	27	71
決定内訳	棄		却	35	20	15	43
	却		下	1	1	0	0

第8-2表 命令・決定に対する行政訴訟提起等の状況(初審)

(単位:件、%)

					(+ <u> - </u>
区分	命令・決定	行訴提起	再審査申立	行訴提起率	再審査申立率
年	書数 (A)	件数 (B)	件数 (C)	(B) / (A)	(C) / (A)
平成22年	99	9	58	9. 1	58.6
23年	122	18	73	14.8	59.8
24年	103	9	64	8.7	62. 1
25年	114	12	78	10.5	68. 4
26年	101	15	52	14. 9	51.5
小計	539	63	325	11.7	60.3

(注) (A)は、当該年に命令・決定書を交付した件数を計上している。

(B)は、(A)に対して行訴提起された件数を計上しており、翌年に提起されたものも含む。

(C)は、(A)に対して再審査申立てされた件数を計上しており、翌年に申立てされたものも含む。

第8-3表 初審命令書に対する不服状況推移内訳

(単位:件、%)

区分 命 令 · 不 服 決定書数 合 計		再	再審査申立		行	行政訴訟提起		再(労)	再(使)		再(労)	再(労)	不服率	
年	伏疋青剱 (A)	合 計 (B)	労	使	双	労	使	双	· 行(使)	・ 行(労)	・ 行(労)	· 行(労)	· 行(双)	(B)/(A)
22	99	64	24	22	9	2	4	-	1	-	1	-	1	65
23	122	87	24	32	13	1	12	1	2	2	-	-	-	71
24	103	73	30	24	10	3	6	-	-	-	-	-	-	71
25	114	88	24	38	14	2	8	-	2	-	-	-	-	77
26	101	63	15	27	6	2	8	1	3	-	-	1	-	62

次に、不服状況を労使別にみると、101 件の命令書のうち、労働者側では、却下・ 棄却(救済命令中の棄却部分を含む。)の命令書 74 件(25 年 84 件)に対して、再審査申 立てが 25 件(同 37 件)、行政訴訟提起は4件(同 2 件)であり、その不服率は 38%(同 46%)となっている。一方、使用者側では、救済(一部救済命令中の救済部分を含む。) の命令書 64 件(25 年 86 件)に対して、再審査申立てが 33 件(同 52 件)、行政訴訟提起 が 12 件(同 10 件)であり、その不服率は 70%(同 72%)となっている(第 9 表参照)。

第9表 初審命令書数に対する労使別不服状況推移内訳

(単位:件、%)

区分	労働者提	是起(却	下・棄	却に対し	使用者提起 (救済に対して)				
年	対象命令・ 決定書数	再審査	行 訴	再審査 ・行訴	不服率	対象命令・ 決定書数	再審査	行 訴	不服率
22	88	34	2	2	43	59	32	6	64
23	92	37	4	-	45	92	46	15	66
24	86	40	3	ı	50	58	34	6	69
25	84	37	2	_	46	86	52	10	72
26	74	24	3	1	38	64	33	12	70

(注) 不服状況の件数は、その年に出された命令・決定書に対するものであり、翌年に申立て又は提起されたものも含む。したがって、第10-1表及び巻末統計表第2-3表の再審査事件申立数と一致しない場合がある。

2 再審査事件の状況

(1) 新規申立て及び終結の状況

平成 26 年中に係属した再審査事件数は、前年からの繰越 130 件に新規申立て 60 件 (25 年 94 件)を加えた 190 件となっており、係属件数は前年に比べ4 件の減少となっ

た。

新規申立て 60 件の内訳は、製造業の 13 件 (25 年 19 件) が最も多く、次いで運輸業, 郵便業が 9 件 (同 17 件)、教育、学習支援業が 8 件 (同 15 件)、医療,福祉業が 7 件 (同 11 件)と続き、地方公務員等公務関係事件は、 7 件 (同 7 件)となっている。

これを労使別の申立件数でみると、労働者側申立てが 27 件(25 年 38 件)、使用者側申立てが 33 件(同 56 件)となっている。

一方、終結件数は 52 件 (25 年 64 件) で、この結果、未処理件数 138 件 (同 130 件) が次年に繰り越された。終結件数 52 件の内訳は、取下・和解によるものが 24 件 (終結件数の 46%)、命令・決定によるものが 28 件 (同 54%) となっている (第 10-1 表及び巻末統計表第 2-3 表参照)。

第10-1表 不当労働行為事件取扱件数 (再審)

(単位:件)

	区分	係	属状	兄	終	況	次年	
年		前年繰越	新規申立	計	取下·和解	命令•決定		繰越
	20	158 (1)	51 (0)	209 (1)	38	57 (1)	95 (1)	114 (0)
	21	114 (0)	54 (1)	168 (1)	19	34 (0)	53 (0)	115 (1)
総	22	115 (1)	68 (2)	183 (3)	26	48 (1)	74 (1)	109 (2)
	23	109 (2)	89 (3)	198 (5)	35 (1)	36 (1)	71 (2)	127 (3)
計	24	127 (3)	75 (4)	202 (7)	56 (2)	46 (2)	102 (4)	100 (3)
	25	100 (3)	94 (7)	194 (10)	40	24 (3)	64 (3)	130 (7)
	26	130 (7)	60 (7)	190 (14)	24	28 (4)	52 (4)	138 (10)

(注) ()内数字は、地方公務員等公務関係事件で内数である。

また、平成 26 年の再審査事件における和解認定の申立件数は 16 件であり、すべてが認定されている。

なお、和解調書の作成及び執行文の付与の申立てはなかった(第10-2表参照)。

第10-2表 和解の認定件数(再審)

(単位:件)

区分						
	和解件数	和解認定 申 立	和解認定	うち和解	調書作成	不認定
年	111/4/11/2/	申 立	7 H / JT WU / C		うち執行 文 付 与	1 #0.74
24	50	49	49	0	0	0
25	33	29	29	1	0	0
26	19	16	16	0	0	0

(2) 審査の期間の目標の達成状況

中労委においては、平成25年11月、審査の期間の目標を改定し、26年から28年までの3年間で、次の目標の達成に向けて取り組んでいる。

中央労働委員会に申立てがあった不当労働行為審査事件は、1年3か月以内のできるだけ短い期間内に終結させることを目標とする(注)。

(注) 同一当事者間の事件が相当数係属し申立て後直ちには手続を進行させ難いと 認められた事件や平成 16 年改正労働組合法の施行前から係属する極めて処理 困難な事件は、本目標外とし、それぞれの事情に応じた個別的努力を行うこと とする。

26 年の達成状況については、26 年 1 月以降の係属事件 170 件のうち、26 年末まで に終結した事件は52 件(平均処理日数468日)、このうち 1 年 3 か月以内に終結した事件は31 件(全体の59.6%)となっている(巻末統計表第9-5表参照)。

なお、目標の注意書きとしている事件については、20 件が翌年に繰り越された(巻末統計表第9-6表参照)。

(3) 再審査の状況

イ 処理日数

平成 26 年中に終結した事件の平均処理日数をみると、命令・決定では 525 日 (25年 674日)、取下・和解では 401日 (同 447日)、総平均では 468日 (同 532日) となっており、命令・決定は 149日減少し、取下・和解で 46日減少し、全体として 64日の減少となった (巻末統計表第 7-1 表参照)。

また、命令・決定に要した段階別平均処理日数(審問を経ず命令・決定した事件は含まない)についてみると、申立てから第1回審問前までの期間が365日、第1回審問から結審前までの期間が14日、結審から命令書交付までの期間が190日となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第1回審問前までの期間が64%と最も長く、次いで結審から命令書交付までの期間が33%、第1回審問から結審前までの

期間が3%の順となっている(第11-1表参照)。

第11-1表 命令·決定事件(再審)段階別平均処理日数内訳

(単位:日、%)

区 分	申立てから 第1回審問前ま での期間	第1回審問から 結審前までの期 間	結審から命令書 交付までの期間	計
22	953 (55)	72 (4)	705 (41)	1,730 (100)
23	670 (73)	27 (3)	224 (24)	921 (100)
24	590 (69)	66 (8)	193 (23)	849 (100)
25	536 (67)	32 (4)	235 (29)	803 (100)
26	365 (64)	14 (3)	190 (33)	569 (100)

⁽注) 審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理日数 とは必ずしも一致しない。

ロ 調査・審問回数及び証人数

終結事件について、終結事由別に、1件平均の調査回数、審問回数及び証人数をみると、第11-2表のとおりであり、命令事件では、調査回数4.1回(25年4.6回)、審問回数は0.9回(同1.0回)、証人数は1.7人(同1.6人)と調査回数及び審問回数はいずれも減少し、証人数は増加した。また、関与和解事件においては、調査回数は5.8回(同3.9回)、審問回数は0.3回(同0.1回)、証人数は0.4人(同0.2人)と調査回数、審問回数及び証人数はいずれも増加した(第11-2表参照)。

第11-2表 審查状況 (再審查終結事件)

E A		左	⇒L	J	取下・和解	Ė	命令・決定		
区分		年	計	取 下	無関与	関与	命令	決 定	
終結件数	(件)	25	64	7	3	30	23	1	
形式和什么	(1+)	26	52	5	0	19	28	0	
一件当たりの	(네)	25	4. 1	2. 4	3. 5	3. 9	4. 6	6. 0	
平均調査回数	(回)	26	3.2	2.4	3. 7	5.8	4. 1	0.0	
一件当たりの	(回)	25	0.4	0. 2	0. 5	0. 1	1.0	0.0	
平均審問回数	(四)	26	0.3	0.0	0.3	0.3	0.9	0.0	
一件当たりの	(1)	25	0.9	0. 5	2. 0	0. 2	1. 6	0.0	
平均証人数	(人)	26	0.6	0.0	1.0	0.4	1. 7	0.0	

⁽注) 平成25年の一部件数は平成26年年報において修正。

ハ 証人等出頭命令等の状況

平成26年中の再審査における証人等出頭命令は、前年からの繰越し及び新規申立てはなかった。

また、物件提出命令は、前年からの繰越し1件に新規申立て2件を加えた計3件が係属し、そのうち1件が取り下げられ、2件が27年に繰越されている(巻末統計表第9-3表参照)。

二 三者委員による事件の解決のための勧告

平成26年中に、労委規則第45条の8及び第45条の9の規定に基づき、当事者に対して三者委員の見解を示し、事件の解決のための勧告を書面により行った事件はなかった。

(4) 不服の状況

平成 26 年中に交付された命令・決定件数は 28 件(25 年 24 件)である。これらに対し、行政訴訟が提起されたものは、使用者側から 4 件、労働者側から 7 件の計 11 件(同7件)であった。

命令・決定に対する不服率は39%(同29%)となっている(第12表参照)。

第12表 再審査命令・決定件数に対する不服状況推移

(単位:件、%)

					(単位:件、%)
年·	区分	命令・ 決定件数 (A)	不服申立なし	不服申立 あ り(B)	不服率——(B)——×100
2	22	48	24	24	50
2	3	36	14	22	61
2	24	46	29	17	37
2	25	24	17	7	29
2	6	28	17	11	39
	初審支持	21	15	6	29
26年命令•	一部変更	4	2	2	50
決定内訳	全部変更	3	0	3	100
	却	0	0	0	_

- (注) 1 平成22年の件数は平成23年年報において修正。
 - 2 不服申立ては、取消訴訟の提起を指す。
 - 3 「不服申立あり(B)」は、当年に交付した命令・決定件数(A)に対する ものであり、翌年に申し立てられた訴訟も含む。

3 その他

(1) 地方公務員等公務関係事件の概況

イ 初審関係

平成 26 年における地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は 17 件 (新規申立件数 371 件の 5 %)、終結件数は 18 件 (終結件数 370 件の 5 %) となっている (第 13 表参照)。

新規申立件数 17 件を申立人別にみると、いずれも組合申立てとなっている。労組法第7条該当号別では、2号関係事件が14件、1号関係事件が3件、3号関係事件が7件、4号関係事件が0件の順となっている(※)。

一方、終結件数は18件で、その内訳をみると、全部救済命令5件、一部救済命令2件、乗却3件、却下1件、関与和解4件、無関与和解1件、取下げ2件となっている。 (※)1件で2以上の項目にわたる事件があり、新規申立件数合計17件に一致しない。

口 再審査関係

平成 26 年における地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は7件(新規申立件数60件の12%)、終結件数は4件(終結件数52件の8%)となっている(第10-1表参照)。

新規申立件数7件を申立人別にみると、組合申立てが2件、使用者申立てが5件となっている。労組法第7条該当号別では、2号関係事件が2件、3号関係事件が5件であった。

一方、終結件数は4件で、その内訳をみると、いずれも棄却であった。

第13表 地方公務員等公務関係事件係属状況 (初審)

(単位:件、%)

年 区分	22	23	24	25	26
新規申立件数	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
	381	376	354	365	371
うち地方公務員等公務	(6)	(4)	(5)	(9)	(5)
関 係 事 件	24	16	19	33	17
終 結 件 数	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
	351	392	353	358	370
うち地方公務員等公務	(3)	(6)	(4)	(6)	(5)
関 係 事 件	11	23	15	22	18

(2) 合同労組事件の概況

イ 初審関係

平成 26 年における合同労組事件の新規申立件数は、276 件(新規申立件数 371 件の74.4%)となっている。このうち駆込み訴え事件は100 件あり、新規申立件数に占める割合は27.0%、合同労組事件に占める割合は36.2%となっている(第14-1 表参照)。なお、東京、大阪の各労委における新規申立事件に占める合同労組事件の割合をみると、東京77.3%、大阪81.8%となっている(第14-2 表参照)。

第14-1表 合同労組事件の申立状況(初審)

(単位:件、%)

年	新規申立 件数 (a)	うち合同党 (b)		うち駆込。	み訴え事件 (a)に対する割合	(b)に対する割合
22	381	250	(65. 6)	91	23. 9	36. 4
23	376	267	(71.0)	95	25. 3	35. 6
24	354	251	(70.9)	101	28. 5	40. 2
25	365	273	(74.8)	107	29. 3	39. 2
26	371	276	(74. 4)	100	27.0	36. 2

- (注) 1 ここで集計した合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。 「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。
 - 2 駆け込み訴え事件とは、労働者が申立事件となり得る状況が発生した後に合同労組に加入し、当該組合から当該事項の申立てがあった事件をいう。

第14-2表 合同労組事件の申立状況 (初審) のうち、東京都・大阪府労委の取扱状況

(単位:件、%)

区分	新規申	立件数			合同労組事件			<u> </u>		
		うち東京・大阪計		大阪計		うち東京・大	阪計	反計		
年			東京	大阪			東京	大阪		
22	381	214	125	89	250 (65.6)	159 (74. 3) (63. 6)	86 (68.8)	73 (82.0)		
23	376	188	115	73	267 (71.0)	152 (80. 9) (56. 9)	88 (76.5)	64 (87.7)		
24	354	195	103	92	251 (70.9)	149 (76. 4) ⟨59. 4⟩	77 (74.8)	72 (78.3)		
25	365	186	118	68	273 (74.8)	149 (80. 1) ⟨54. 6⟩	86 (72.9)	63 (92.6)		
26	371	209	132	77	276 (74.4)	165 (78. 9) (59. 8)	102 (77.3)	63 (81.8)		

- (注) 1 ()内は新規申立件数に対する合同労組事件の割合。
 - 2 〈 〉内は合同労組事件全数に対する割合。

口 再審査関係

平成 26 年における合同労組事件の新規申立件数は、31 件(新規申立件数 60 件の51.7%) となっている。また、このうち駆込み訴え事件は8件あり、新規申立件数に占める割合は13.3%、合同労組事件に占める割合は25.8%となっている(第15表参照)。

第15表 合同労組事件の申立状況(再審査)

(単位:件、%)

年	新規申立 件数 (a)	うち合同党 (b)		うち駆込	み訴え事件 (a)に対する割合	(b)に対する割合
22	68	40	(58.8)	8	11.8	20. 0
23	89	57	(64.0)	17	19. 1	29. 8
24	75	50	(66.7)	14	18. 7	28. 0
25	94	56	(59.6)	13	13.8	23. 2
26	60	31	(51.7)	8	13. 3	25. 8

- (注) 1 ここで集計した合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。 「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。
 - 2 駆け込み訴え事件とは、労働者が申立事件となり得る状況が発生した後に合同労組に加入し、当該組合から当該事項の申立てがあった事件をいう。

(3) 終結事案の特徴的傾向累計(初審)

平成 26 年中に終結した初審事件 370 件のうち、① 労組法上の労働者性・使用者性に関連する事件は 26 件、② 事業再編に関連する事件は 9 件、③ 個人委託・請負に関連する事件は 10 件、④ 有期契約 (労働者) に関連する事件は 19 件、⑤ 定年後再雇用に関連する事件は 9 件、⑥ 労働者派遣に関連する事件は 2 件であった。

(4) 非正規労働者関係事件の概況

イ 初審関係

平成 26 年中に交付された命令・決定のうち、主な争点において、いわゆる非正規労働者(有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者等)に関係した事件には、以下のようなものがある。

- ① 通所介護事業所で勤務していた有期契約職員が、業務用レターケースに業務と 関係のない文書を入れたこと、始末書の提出を拒否したこと等を理由に労働契約 の更新をしなかったこと等が不当労働行為に当たるかが争われた事件(アイ介護 サービス事件(1・2・3号))[第2節1 No.37]
- ② 日々雇用の形で雇用された生コンクリートミキサー車の運転手への配車差別、 労働組合脱退の働きかけ等が不当労働行為にあたるかが争われた事件(ジェイウ

エーブ/友心産業事件(1・3号)) [No.54]

- ③ 公立学校の常勤講師又は非常勤講師である組合員らの雇用継続及びこれに関連する事項を団交事項とする団交を拒否したことが不当労働行為にあたるかが争われた事件(大阪府事件(2号))[No.64]
- ④ 組合員である非常勤講師の担当授業コマ数を1コマ減少させたことが不当労働 行為にあたるかが争われた事件(甲南学園事件(1号))[No.76]
- ⑤ 法人の運営する病院で調理補助のパート職員の有期雇用契約を更新しなかったこと及びこれに関連する団体交渉における法人の対応が不当労働行為にあたるかが争われた事件(精神医学研究所事件(1・2・3号))[No.79]
- ⑥ 派遣社員として勤務していた外国人労働者12名の雇止め等に関する団体交渉に関して使用者性が争われた事件(日本精工事件(2号))[No.84]
- ⑦ 府の設置する高等学校で非常勤講師として勤務していた組合員の解職等に係る 団体交渉の対応が不当労働行為にあたるかが争われた事件(京都府事件(2号)) [No.96]

口 再審査関係

平成 26 年中に交付された命令・決定件数 28 件のうち、主な争点において、いわゆる非正規労働者(有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者等)に関係した事件は6 件であった。

これらの事件を概観すると、

- ① A社の有期雇用契約社員の雇止めをめぐる問題に関し、A社及びその親会社であるB社がいずれも団体交渉に応じなかったことが不当労働行為に当たるかが争われた事件(パナソニックプラズマディスプレイ外1社事件(2号))[第2節2 No.1]
- ② 国立大学法人となる前から在職する非常勤職員については、当分の間、労働契約期間に上限を設けない旨の規程の廃止に関する団体交渉において誠実に対応しなかったこと、その後の団体交渉を拒否したことが、不当労働行為に当たるかが争われた事件(大阪大学(雇止め団交)事件(2号))[No.4]
- ③ A社からB社、さらにB社からC社への請負業務に従事していたC社の有期雇用契約社員が退職後に組合に加入し、組合が申し入れた「これまでの中間搾取と違法な労働者供給事業に対する補償」等にかかる団体交渉に関して、A社及びB社の使用者性が争われた事件(日本電気硝子外1社事件(2号))[No.6]
- ④ 国の業務を受託していた法人の契約職員の雇用の継続と雇用の安定に関する団体交渉に関して、国の使用者性が争われた事件(近畿地方整備局事件(2号)) [No.9]

- ⑤ i組合の三役で分会長でもあるAに対し、事故及び通行禁止違反を理由に出勤 停止処分及び自主退職勧告をしたこと、並びに再雇用契約を更新しなかったこと、 ii 本件雇止め等を議題とする団体交渉に応じなかったことがそれぞれ不当労働 行為に当たるかが争われた事件(東京コンドルタクシー事件(1・3号))[No.10]
- ⑥ 施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌斉唱について、市の職員は大阪府の条例と大阪市の条例のいずれかが適用されるのか明確にすること、並びに、卒業式等において、起立して国歌斉唱することを非常勤講師・職員等に強制しないこと等に関する団体交渉申入れに対し、市が管理運営事項に当たるなどとして団体交渉に応じなかったことが不当労働行為に当たるかが争われた事件(大阪市(大阪教育合同)事件(2号))[No.19]

となっている。

第16表 非正規労働者関係事件 (再審查命令·決定事件)

(単位:件)

	命令・決定件数	うち非正規労働者関係事件
平成22年	48	10
平成23年	36	7
平成24年	46	11
平成25年	24	9
平成26年	28	6

(注) 非正規労働者関係には、再審査事件命令書交付に係る報道発表 (http://www.mhlw.go.jp/churoi/futouroudou/index.html)の命令のポイント、判断の要旨から、正社員以外の非正規労働者(有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者)に関係する事件を抽出したもの(高年齢者雇用安定法の継続雇用に係るものを除く)。